

## 監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年2月17日

彦根市監査委員 内堀 喜代治

彦根市監査委員 渡辺 史郎

### 定期監査結果

#### 1 監査の期日および対象

平成26年1月中に次のとおり実施した。

監査期日	監査対象
1月9日	選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局 議会事務局
1月16日	都市計画課 景観・まちなみ保全室 市街地整備課
1月23日	道路河川課 国・県事業対策室 建築指導課
1月28日	企画課 経営改革推進室 まちづくり推進室
1月30日	観光振興課 コンベンションサービス室 フィルムコミッション室 交通対策課 建設管理課

#### 2 監査の方法

各所属とも、平成25年度(平成25年11月末日現在)における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

### 3 監査の結果

選挙管理委員会における投票物品搬送等委託業務については、入札に適さないという理由から一者随契の方法により契約をしているが、他にもこの業務ができる業者はあると思われるので、今後は見積り合せなどの方法により適切に執行されたい。

観光振興課における彦根観光協会への補助金については、同協会からの事業実績報告書が期日より遅れて提出されている。昨年度の定期監査においても同様の指摘をしているが、改善がみられない。補助金の交付の方法を見直すなど、抜本的な対策を検討されたい。

観光振興課のホームページは、彦根を訪れようとする観光客に対して観光情報を発信する有効な手段である。常に最新の情報が掲載されるよう改善を図られたい。

観光振興課および建設管理課における資金前渡金の処理については、精算時期を逸したものがあつたので、今後は彦根市財務規則第 57 条の規定に基づき適正に処理をされたい。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。